

227c

1383

電 信 案

7 爲其久多後、以折衝中由要之應之

元其方策文と同様之付今直ニ取代ハ

其他ノ部分ニ付大體趣旨ニ於テ南方策文

(高往電第ニ二一節ノ訂正ハ既ニ示取計附置有之存念)

此際速力ニ在ニ莫ノ既西方ノ取計

南方策文(經電第ニ一九号)ニ依テ復

洲戰事ニ差加シ居テ其國ノ差戰防止ハ

ニ又貴電第ニ九五号(四ノ節ニ即)現ニ歐

(原議用紙乙)

0 145

305

227b

大 1383

(分類)

電 信 案

外 務 省

電送第 18244 號 主管

昭和十六年五月十五日午後七時40分發

宛 在 野 村 大 使

件 名

主任

發電係

昭 和 十 六 年 五 月 十 五 日 起 草

第二二九 號 至 急 (外機密 館長管掌)

記録件名

發 松 岡 大 臣

貴電第ニ九五号ニ関シ

御来示ノ趣旨ハ一々了承セリ但シ貴電第ニ

九(五) (五ノ中) mente cordiale ノ語ハ amicable understanding

(日本標準規格B5)

0 144

304

228

same as page 227^{cd}

1383

昭和十六年五月十五日發電
 在米 野村大使
 松岡外務大臣

第二二九號 至急 外機密 館長符號
 貴電第三〇五號ニ關シ
 御來示ノ趣旨ハ一々了承セリ但シ貴電第二九五號其ノ一中 entente cordiale ノ語ハ amicable understanding ニ又貴電第二九五號其ノ四ノ第二節(現ニ歐洲戰爭ニ參加シ居ラサル國ノ參戰防止ノ項)ハ當方案文(往電第二一九號)ニ依ラレ度此際速ニ右二點ノ訂正方御取計アリタシ

0 147

307

227d

1383

電信案

外務省

其ノ末尾ノ「その Conference」ハ單ニ「その」程度
 ニ又同電(其)五ノ近衛三原則云々ノ部分
 ハ同原則ノ「と」ヲ「と」ニ其ノ他ハ條約及共同
 宣言自体ヲ諒承スル形式ニスルヲ可然ト
 考テ「」以配慮相本度シ

(原議用紙乙)

0 146

306

2296

229B

1383

昭和十六年五月十五日發電

在米 野村大使

松岡外務大臣

第三二九號 至急 外機密 館長符號

貴電第三〇五號ニ關シ

御來示ノ趣旨ハ一々了承セリ但シ貴電第二九五號其ノ一中 *entente cordiale* ノ辭ハ *amicable understanding* ニ又貴電第二九五號其ノ四ノ第二節(現ニ歐洲戰爭ニ參加シ居ラサル國ノ參戰防止ノ項)ハ當方案文(往電第二一九號)ニ依ラレ度此際速ニ右二點ノ訂正方御取計アリタシ

0 149

309

229a

1383

(尙往電第二二一號ノ訂正ハ既ニ御取計濟ノコトト存ス爲念)

其ノ他ノ部分ニ付テハ大體趣旨ニ於テ當方英文モ貴方英文モ同様ナルニ付今直ニ取代ヘラ爲サス今後ノ御折衝中必要ニ應シ當方英文ニ近クスル様(特ニ貴電第二九五號其ノ一ノ末尾ノ *at a Conference* ハ單ニ *later* 程度ニ又同電其ノ五ノ近衛三原則云々ノ部分ハ同原則ノミヲ謳ヒ其ノ他ハ條約及共同宣言自體ヲ諒承スル形式ニスルコト可然ト考フ)御配慮相成度シ

0 148

308

MATSUOKA to NOMURA 1383

230

existing hand over
the next telegram to
Hall

電 信 局

在米野村大使宛 松岡大臣宛

オニニ六号 至急 館長符号 外機密

遅為ナド直ニ別電オニニ七号ヲ國務長官ニ手交セラレ度ニ

25

昭和十六年五月廿一日 午後 時 分 秒

265 210 311

229c

229c

1383

(尙往電第二二一號ノ訂正ハ既に御取計済ノコトト存ス爲念)

其ノ他ノ部分ニ付テハ大體趣旨ニ於テ當方英文モ貴方英文モ同様ナルニ付今直ニ取代ヘテ爲サス今後ノ御折衝中必要ニ應シ當方英文ニ近クスル様(特ニ貴電第二九五號其ノ一ノ末尾ノ at a Compendium
ハ單ニ Later 程度ニ又同電其ノ五ノ近衛三原則云々ノ部分ハ同原則ノミヲ誦ヒ其ノ他ハ條約及共同宣言自體ヲ諒承スル形式ニスルコト可然ト考フ)御配慮相成度シ

0 150

310

MATSUOKA to KOMURA 1383

245 230

existing hand over
the next telegram to
Hull

電 信 寫
號番總 一七九。三
號 符 暗

昭和十八年 五月 十一日 午後 時 分 分 主
昭 和 年 月 日 時 分 分 主

在米野村大使宛 松岡大臣宛
才ニニ号 至急 館長符号 外機密
遲為ナ直ニ別電才ニ七号ヲ國務長官ニ手交セラレ度シ

IMT 265 210 311

229 C

1383

(尙往電第二二一號ノ訂正ハ既に御取計済ノコトト存ス爲念)
其ノ他ノ部分ニ付テハ大體趣旨ニ於テ當方英文モ貴方英文モ同様
ナルニ付今直ニ取代ヘヲ爲サス今後ノ御折衝中必妥ニ應シ當方英
文ニ近クスル様(特ニ貴電第二九五號其ノ一ノ末尾ノ at a Correspondent
ハ單ニ Later 程度ニ又同電其ノ五ノ近衛三原則云々ノ部分ハ同原
則ノミヲ譲ヒ其ノ他ハ條約及共同宣言自體ヲ諒承スル形式ニスル
コト可然ト考フ)御配慮相成度シ

0 150

310

1383

138 231

(25) B

電 信 寫 總 一七八八七 符 暗 昭和十八年 五月 十三日 後九時 二分 五分 主 管

在米野村大使宛 松岡大臣宛

才二七号 外機密 至急 館長符号扱

別電

strictly Confidential

I feel it hardly necessary but in order to leave no room whatever for any misapprehension I wish to put the following on record at this juncture. It must have been clear from what I have often stated publicly or otherwise that my decision to follow the purport of your Excellency and Ambassador Nomura and open the present negotiation was based on the premises that the United States would not enter the European war and that the United States Government agree to advise Chiang Kai-shek to enter into direct negotiation with Japan with a view to bringing about peace between Japan and China at the

INT 265 211 312

231 A

1383

earliest possible date. Of course it must have been plain from the start that
on no other premises would it could have possibly come to any understanding
of the sort held in view in the present negotiation.

IMT 265

212

313

REEL No. A-0287

231 232 a

reply to 25 May 21. - 局長
too early to submit to Hall

大臣 1383

次官

電 信 寫 號番總 一 二 九 五 一

松岡大臣宛 在華特許村大使宛

外務省 外務省 外務省

大至急才ニ三四号

貴電才ニ七号ニ関シ(米ノ參戰及蔣對スル和平勸告問題ニ關シ堂書件)

目下進行中ノ話合(ハル長官ト云カ如クモ、オアゴトド、コアラハトト、ト、チケ、時代ニテ正式交渉ニ入り居ラス

從テア解案自体モ之カ線ニ沿ヒ話合ヲナスニ程度モ、ケルコト、承知ノ通りナリ、ハ素ヨリ而來電ノ眼矣即米ノ參戰防

止及蔣ニ對スル和平勸告ヲ眼目トシ居リ本使ニ於テ左右兩趣旨ニ副スルノ折角努力中ニテ昨日十日夜而來訓ニ從ヒ居方

修正案ヲ提出シ目下先方ノ對案ヲ待テ居ル此際(如キ書キ物ヲ提出スルコト、話合ヲ極ク困難ナラシメ却テ解決

成立ヲ阻害スルモノト存スルハ、付差當リ之カ于交ハ差控ルコト、參戰防止和平勸告ヲ速ニスルコト、付テハ話合中時

機ヲ促シテ極力我主張ヲ貫徹スルコトニ努ムニ付右所承認願ヒス)

315

IMT 265 213 314

(極秘)

野村大使ハ心底ヨリ殆ト必要ナシト存スルモ一切ノ誤解ノ餘地ヲ餘

ササル爲此際次ノ點ヲ記録ニ留メンコトヲ希望ス

閣下及野村大使間ノ豫備交渉ヲ取上ケ現在ノ會談ヲ開始センコト

ヲ本大臣カ決意セル所以ハ米國ハ歐洲戰爭ニ參加セサルヘキコト

及米國政府ハ最モ速ニ日支間ニ平和ヲ招來セシムルヲ考慮シ蔣

政權ニ對シ對日直接和平交渉開始方ヲ勸告スヘキコトニ同意スル

コトヲ前提トシテ

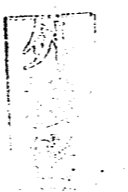
トハ其他ノ機會ニ依リ

外ノ前提ニ基カスシテハ日本ハ恐ラク本會談ニ於テ考慮セラルル

カ如キ種類ノ何等了解ニ到達スルコトナカルヘク又到達シ得サル

外務省

IMT 98 270 272 315



野村大使ハ心底ヨリ殆ト必要ナシト存スルモ一切ノ誤解ノ餘地ヲ餘

ササル爲此際次ノ點ヲ記録ニ留メンコトヲ希望ス

閣下及野村大使間ノ豫備交渉ヲ取上ケ現在ノ會談ヲ開始センコト

ヲ本大臣カ決意セル所以ハ米國ハ歐洲戰爭ニ參加セサルヘキコト

及米國政府ハ最モ速ニ日支間ニ平和ヲ招來セシムルヲ考慮シ蔣

政權ニ對シ對日直接和平交渉開始方ヲ勸告スヘキコトニ同意スル

コトヲ前提トシテ

トハ其他ノ機會ニ依リ

外ノ前提ニ基カスシテハ日本ハ恐ラク本會談ニ於テ考慮セラルル

カ如キ種類ノ何等了解ニ到達スルコトナカルヘク又到達シ得サル

232 a reply to 21-11-21
to cabinet 局長

大臣 1383

松岡大臣宛 在華府野村大使宛

外務省 館長符号

大至急才ニニ四号

貴電才ニ七号ニ関シ(米々参戦及蔣対シ和平勸告問題ニ関シ覚書件)

目下進行中ノ話合(ハ)ト長官云カ如ク未クオフレコトナリ、コトハ時代ニテ正式交渉ニ入り居ラス

從テ下解案自体モ之カ線ニ沿ヒ話合ヲナスニ程度モモテタルコト、承知ノ通りナリ、ハ素ヨリ而來電ノ眼裏即米ノ参戦防

止及蔣ニ對シ和平勸告ヲ眼目トシ居リ本使ニ於テ左右兩趣旨ニ對シテ折角努力中ニテ昨日十日夜而來訓ニ從ヒ居カ

修正案ヲ提出シ目下先方ノ對案ヲ待テ居ル此際、如キ書キ物ヲ提出スルコト、話合ヲ極ク困難ナラシメ却テ予解

成テ阻害スルモノ存スルニ付差違リ之カ午交ハ差控ニ付テ参戦防止和平勸告ヲ速ニスルコト付テ左話合中好

機ヲ促シテ極力我主張ヲ貫徹スルコトニ努ムニ付右所承認願ヒマシ

314

IMT 265 213

(極秘)

本大臣ハ心底ヨリ殆ト必要ナシト存スルモ一切ノ誤解ノ餘地ヲ餘
ササル爲此際次ノ點ヲ記録ニ留メンコトヲ希望ス

閣下及野村大使間ノ豫備交渉ヲ取上ケ現在ノ會談ヲ開始センコト
ヲ本大臣カ決意セル所以ハ米國ハ歐洲戦争ニ參加セサルヘキコト
及米國政府ハ最モ速ニ日支間ニ平和ヲ招來スルコトヲ考慮シ蔣
政權ニ對シ對日直接和平交渉開始方ヲ勸告スヘキコトニ同意スル
コトヲ前提トシテ在ルモノナルコトハ本大臣カ屢々公ニ
上及其他ノ機會ニ言明シ來リタル所ニヨリ明瞭ナリ、勿論前記以
外ノ前提ニ基カスシテハ日本ハ悉ラク本會談ニ於テ考慮セララル
カ如キ種類ノ何等了解ニ到達スルコトナカルヘク又到達シ得サル

315

IMT 98 270 272

REEL No. A-0287

790

キ
カ
リ
シ
コ
ハ
當
初
ヨ
リ
明
瞭
ナ
リ
シ
キ
邊
ナ
キ
末
第
ナ
リ

外
務
省

IMT 98

271

210

316

REEL No. A-0287

3104

昭和十六年五月十四日

グルー駐日大使、松岡日本外相會談

外相は氣管枝炎を患ひ今尚非度く咳をして居るが伯林より歸朝後所定畢
務完了後余と最初に本日會つて呉れたが外相が現在の一般狀態に付き何等
か特別の考慮ありや訊したるに付外相は貴方をアメリカ大使でなく一友人
として話すのだと斷つて話した。後述の外相談は言葉の上から言つても又
其の内容から言つても實に好戰的な言辭であつた。

外相は米國が英艦護送手續を執り其爲今にも米獨前に戰爭を誘發するので
ないかと非常に憂慮したと又大西洋及其他の大洋に於て中立地帯を宣言す
る事は國際法違反であり、米獨が英國に軍需品を供給する事に對しては外
相はヒットラーがよくも米國に對し直感せず忍耐強く寛大であつたものだ
と思つて居るとヒットラーは新様を戰爭は欲しないだらうか然し彼の忍耐
と抑制が果して何時迄續くか分らない、外相は之を例へば若し米國が蔭介
石援助の爲の船を護送するならば日本海軍は早速之を雷撃するだらう。假

224

3104

りに立場が逆の場合を假定すればアメリカ海軍だつて同様行動に出るだら
う、と言明した。外相は更に續けて「ヒットラーは今までは耐えてゐたが
もし今大西洋で米獨船を沈め、これに對して米國が獨潜水艇攻撃に出れば
余は即ちこれを米國の侵略と看做し、即ち一九四〇年九月廿七日の三國協
定の第三條を適用すべきや否やを審議すべき必要が生起する。而してかか
る審議は日米戰に導くであらうことは疑ひない。であるからこの問題は一
にかかつてルーズヴェルトの方寸にあり。現在の米國の政策並に行動より
これを見れば中立のヴェールを被つた下で戰爭行爲を爲すに非らずして、
公然と對獨宣戰を布告すること、これが米國として採るべき「男らしさ」、
正しい、合理的な」途であると思ふ。」と松岡はこの意見を相當長きに
敷衍して述べた。がその要旨は右の如きものであつた。

余は松岡の言を一つづつ反駁し、松岡は果して余を米大使として話して
ゐるのか否かと問ひ、余は一米國市民として、米國が男らしくない不正不
合理な行動を採つてゐるとの松岡の批難に對してこれを憤慨した。すると
松岡は「ではその善辭は撤回しよう」と云つた。「米國が對獨宣戰をせさ
る點に關して上の如き松岡の言葉があつたので、」余は、では日本は支那

IMT 557

816

IMT 557

70

317

REEL No. A-0287

アジア歴史資料センター

つた。松岡はこれに對して「仰せの如き言辭に就ては誠に遺憾に思ふ、又日本に行はれてゐる一切の排外的運動には實に遺憾に思つて常にこれが根絶に努力してゐる次第であらうか、情報局の伊東總裁がどうも馬力が足りなくてかかる思想の出版物の絶滅に萬全を期し足りないのは不満に思ふてゐる、この問題に就ては近く伊東總裁に話しておかう。又必要とあればこの種出版物の徹底的禁止をも考へてゐる。近衛公と自分（松岡）とは、南進は必ず平和的手段に依るべきだ、とのハツキリした決意を持つてゐる」と松岡はさう云つて、但し意味ありげに「情勢がこれを不可能にせざる限り」と附け加へた。余は「情勢とは如何なる情勢のことを云ふか」と反問した。彼は「特に英軍のマレー集結、その他英國の挑戦的行動」と答へた。そこで「かかる行爲は純然たる防禦行爲であり、英國は極東に挑戦乃至は侵略の意圖を持つ筈がない、日本の南進の意圖が平和的どころのものではないことを裏書きする具體的事實に對しその結果として英國はかかる防禦行爲を採らざるを得ざるに至るものである、」と余が指摘した處、松岡は「さういふ英國の出方を日本の輿論は挑戦と看做すのである、而して輿論があまり騒然となれば壓力で遂には政府を動かすやうなことになるかも知れぬ」

058 IMT 557

173

を攻撃して、宣戦せずして非武装都市及び市民を無慘に爆撃してゐるではないか、と云ふと松岡はこれに對しては「その事柄が全然違ふ」と云つただけで話を他にそらした。米國が國際法を犯してゐるとの松岡の云ひ分に對してはこれが全く謬見である旨を余は指摘し、「米國は常に海上の自由を標榜する政策を採り來つた」こと、並に「ヒトラーが國際法の條綱を破ければ」とここで余は特に獨逸潜水艇の不法活動に言及し「米國亦これに對する措置を採らねばならぬかも知れぬがそれは充分理由ある無理ないところである、」と辯じた。余は米國の援英政策と並に米國をしてかかる政策を採らざるを得ざるに至らしめた理由とを詳細に説明した。余は、松岡のとりあげた點は一つとして反駁せずにはおかなかつたのであるが、然し我々兩人は最後に「こんな議論をしても何にもならぬ、意見の一致は不可能だ」といふことに一致した。

議論は次で、日本の南進政策の問題に向かひ余は、「松岡は常に平和的意圖を言明して居られるけれども、日本には又別な考へを持つた一派が例へば多くの知名の士が或は文藝に或は演説に、南進は武力に依つて遂行すべし、と唱へてゐるか如き——」とあるではないか、と余は云

IMT 557

172

318 319

との答へであつた。米政府の態度に關する限りに就ては余は、松岡に「我々米國は大西洋で後英政策を採つてゐる以上東洋で英國が生命線から引き離されて崩壊して行くのを拱手傍觀してゐるなんてのは全く馬鹿げた話であつて随つてこの局面の赴く處は米國の深甚なる關心を有する處であり、日本の平和的意圖は「情勢」如何に因るとの松岡氏の言に鑑み、この關心は益々重且つ大とならざるを得ない、」と余は云つた。

尙會談を續行するうち、余は次の様な事を云つた。

「昨今日米關係が消極的で非建設的になつて來てゐることは余が常に遺憾に思つてゐる處である、余は日米間に何等か恒久的に建設的性質を帯びるものを築き上げやうと絶えず努力し、米内々國時代には具體的成果を得る見込みが非常に有であつたのであるがその後日本は對米政策を根本から變改した爲、余の努力は全く水泡に歸し、余は非常に失望させられた。が然し日米兩國がいつか再び確固たる基礎の上に國交を調整し直すの日が來らん事を余は未だに期待してゐる。」と云ふと、松岡は「それは自分も常に望む處である。」と云ひ更に、「が然し世界と文化の將來の一切は今や只一人の人物、ルーズヴェルト大統領の手中にあり」と附け加へた。

會談を終る前余は最後に云つた。

「米國は行爲に依つてのみ行動かされ得る。日米關係の將來は、日本の言辭によつては左右されず、一にかかつて日本が何を爲すかにあり。」

ジョセフ・クラーク・ゲル



3104

一九四一年五月十七日東京大使館報告書第五五九三號別紙第一號
五月十日(土)

松岡外相がモスコより歸還した直後、反ファシスト及反共産主義團體の代表達が、外相がソ聯と調印を終った條約の範圍について之を確かめるべく外相を訪問した事が分つた。我方の確實なる通報者の言に依れば、外相はこの條約は何等の秘密條項を含まず且亦日ソ兩國とも如何なる性質の口約をも與へておらぬ、と斷乎たる保證を與へたと云ふ。彼等はシベリヤ及滿洲國に在る相互の兵力の減少については何等語り合ふ所が無かつたのである。

松岡外相はロンドン駐在重光大使を遣じてチャーチルに手交された簡の中で前述のチャーチル首相のメッセーヂの八ヶ條の質問に答へて居る。私はその一部をクレイギーから貰つて居る。

松岡外相は先づ重光大使が外相と會見すべく大陸への旅行を希望せし際に於ける英國政府の種々の骨折に對し感謝し且之が實現を見るに至らざりし事に遺憾の意を表して居る。
(私はナチが之を防止したものと思ふ。)

248

3104

外相は續けて、あらゆる事實を究明し情勢の要因を慎重に且公平に計量した上で日本の國策を決定したのである。この政策は最後に「八絃一字」といふ日本語に言ひ現はされて居る状態を、この地球上に現出せしむるといふ大なる野心をその意圖の中に確固として保持して居り、この言葉の日本的な概念、即ち征服、壓迫、搾取のない世界的平和の實現を目的にするものである、と言つて居る。この政策は一度決定された以上は、極めて用意周到に變轉する情勢の各方面に充分氣を配りつゝ斷乎として遂行されるであらう事は松岡外相はチャーチル首相に念をおす必要は殆ど無いと言つた。

(情勢の變化!之は常に日本にとつておきの逃げ道である。日本は注意深くその全ての公約を遵守するだらう——情勢の變化で斯る公約が陳腐なものになつたと日本が考へる時期迄)

本日は國務長官及次官宛、南進政策に贊成する日本の過激論者が、アメリカ人は日本が直接ヒリッピンを攻撃せぬ限りは日本と戦争はせぬ、若し例へ交戦しても殆どそんな事はありさうに無いと信じて居る。日本の有利な地理的位置は米國が有效なる陸海軍の作戦行動をとる事

IMT 557

77

IMT 557

76

320 323

REEL No. A-0287

を不可能ならしめるであらう、と固く信じて居るといふアメリカよりの
報導に力を得て居る事を電報で傳えた。日本の先見の明ある人々の最も
困難として居る事は、如何なる論證を以てしても斯る報導を信用する事
は論據の無いものたる事を過激主義者に説きつける事の不可能なる點に
ある。

249

私は亦斯る情況下に於ては若し大統領が國務長官か野村大將を招き前
記の過激論者の抱く信念の妄を闕く様に會談をする事も有効であらうと
暗示した。現在日本には最近のギリシヤ及地中海方面に於ける英國の敗
戦から重大な反響がまき起つて居り又アメリカは利口ながら日本に参戦
の口實を與へる事を避けるだらうと言ふ日本人が多いのでこの會談は現
在最もその時機を得て居ると私には思はれる。

たかこの評判が果して實際に松岡外相側のさぐりであるかどうかは我々
には分らぬ。現在松岡外相は日ソ中立條約締結の成功により人氣の絶頂
にあり彼の自惚れと野心も亦相當なものであり彼が近衛公に代つて首相
になりたがつて居ると云ふ話も東京では自由に交されて居る。然し彼の
モスコイに於ける成功が喝采を博して居る一方では當地の思慮ある人々
は彼に信を置かず彼の並外れた性格や行動に特にその饒舌に恐れをなし
て居る。

とは言へ外相が所謂親善使節として渡米を欲して居るだらう事は確かで
ある。何故ならば例へ彼が何等かの條約文を懷にして歸國出来るだら
う事は殆ど問題にならぬとしても彼は必ずや自分の渡米の結果日米兩國
關係が著しく改善されたと主張し大衆は彼を目して日本史上最大の政治
家の一人とするであらうからである。
勿論松岡外相が渡米した點は彼は新聞に向つて日本の平和的意圖を
と述べ我々が斯る意圖を誤解するのは我々の過失であると主張するであ
らう。(續く)



松岡樞軸國大使會談

(五月十九日午後九時大使館電報第七〇六號の説明)

極秘

五月十四日余と松岡の會談直前に獨逸大使が五月九日と十二日と二回
に亘り外務省で松岡と會見して居りこの事は米國通信員がニュースで報
じてあるが、更に余が確かなる日本人筋より知り得た處に依れば、五月
十日午後及び夜は獨伊兩大使が松岡と田舎の個人住宅で秘密裡に過して
ゐるのである。余が松岡に會つたのは實に久し振りであつたにも拘らず
松岡は非常に眩暈腰を口吻であつた。一字不明。その余と松岡の會談の直前に行は
れた樞軸國大使と松岡のこれらなる會見(その一つは秘密であつ
た)の模様は、余はこれを正確に述べ得るとは思はない。
松岡の背景が獨伊兩大使に依て硬化されたことは確かである。松岡氏
は、米國は嚇かせば容易に孤立させ得る、との想定の下に且つこれをス
ローガンとして外務大臣に任命されたもので、この見地からするならば
三國同盟の締結が禍とは云はぬまでも全然失敗であつたことは松岡も充
分承知してゐるに相違ない。また松岡がこれ以上懸かさうとしても我々

3104

250

3104

はそれによつて何の影響も受けないといふことはこれ又、松岡は知つて
ゐるに相違ない。假りにもし今、彼が米國を慰撫せんとするならば、そ
れは彼が日本の國を反米てふ危険なる立場に恐らく取り返しつかぬま
でに持ち來した事が完全に誤謬であつた、といふことを松岡自身が認め
ることと等しい。であるから松岡氏は、彼のより良き判断に背いてであ
るか否か、とにかく我々に對する喝喝の態度を續けるべく余儀なくされ
てゐるのである、と余には思へるのである。果してこの分析が正しいと
すれば、松岡氏は對米強硬態度に出づべしとの樞軸國大使の教唆はこれ
こそ松岡氏の歡迎する所である、と考へられる。
更にもう一つ、これは純然たる投機的思惑であることをハッキリ考慮
に入れておかねばならぬのであるが、それは日本が蔣を相手に交渉す
ることの可能性に關する松岡氏の見解であつて、これは我が佛國同僚表
示せられたもので、大使館電報第六八九號五月十六日午後六時發に報じ
ておいた。最近余が外相との會談から得た不愉快なる印象
以下缺如

IMT 557

81

IMT 557

80

322